

ご利用ください 期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票ができます。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、けが、出産などにより歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(統一地方選挙では、投票できない場合があります)

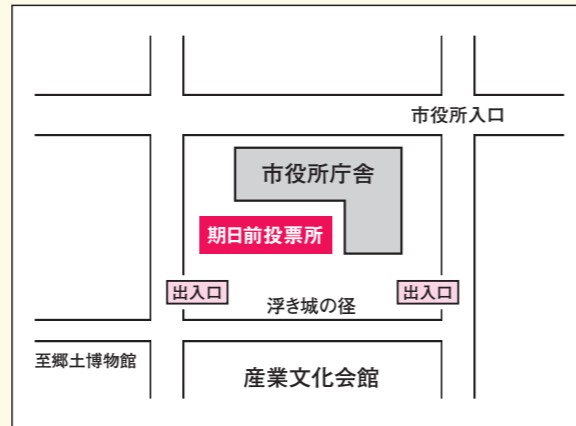
期日前投票をする際は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に、住所、氏名、生年月日を記入し、期日前投票を行う理由の一つに○印を付け持参していただくと、スムーズに受け付けをすることができます。「期日前投票宣誓書(兼請求書)」は、期日前投票所に用意してある他、市ホームページからダウンロードすることもできます。

投票期間および投票時間

【埼玉県議会議員一般選挙】3月30日(土)～4月6日(土)

【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】4月15日(月)～20日(土)

いずれも午前8時30分～午後8時



期日前投票所は、市役所庁舎西側駐車場の仮設プレハブです。

投票日が近づくにつれ混雑が予想されます。
お早めにご利用ください。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることで、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができますので、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する施設(病院や老人福祉施設など)に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在している方は、その施設や滞在先の選挙管理委員会ですら投票ができます。この場合、投票用紙の請求や交付を郵送で行うため時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

選挙公報を発行します

各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。新聞を購読していない場合は、市役所、公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。なお、郵送による配布を希望される方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

ルールを守ってきれいな選挙

寄附禁止のルール

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方に対して寄附をすることは、いかなるものであっても禁止されています。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない
- ・有権者は政治家に寄附を求めない
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない



事前運動の禁止

公職選挙法により、選挙運動は告示日以降(厳密には立候補の届け出後)でなければ行うことができません。告示前に選挙運動を行うことは事前運動として禁止されています。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

4月7日(日)は埼玉県議会議員一般選挙、
4月21日(日)は行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙の投票日です

大切な1票 必ず投票しましょう

4月に統一地方選挙(埼玉県議会議員一般選挙、行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙)、また夏には参議院議員通常選挙、埼玉県知事選挙が予定されています。私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を無駄にすることのないよう、ぜひ投票に行きましょう。

投票できる方

今回の選挙で投票できるのは、次の要件を備えている方です。

埼玉県議会議員一般選挙

- ・日本国籍を有する方
- ・平成13年4月8日以前に生まれた方
- ・平成30年12月28日以前から行田市に住所を有している方
※平成30年12月29日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した後も引き続き県内に住所を有する方で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、投票時に引き続き県内に住所を有することの確認を受けることで投票できます。
- ・行田市の選挙人名簿に登録されている方

行田市議会議員一般選挙および行田市長選挙

- ・日本国籍を有する方
- ・平成13年4月22日以前に生まれた方
- ・平成31年1月13日以前から行田市に住所を有している方
- ・行田市の選挙人名簿に登録されている方

投票所入場券の発送予定

- 埼玉県議会議員一般選挙は3月26日(火)
- 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙は4月11日(木)

投票所入場券は郵送で

投票所入場券は、4名連記の圧着式はがきにより各家庭に郵便でお届けします。投票所入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので、万一、届かなかったり、紛失したりしても、選挙権のある方は、投票することができます(投票所入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。

※投票所入場券は開封して1人分ずつ切り離し、本人の分をお持ちください。

※紛失などにより投票所に投票所入場券をお持ちになれない方は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちになり、投票所の係員に申し出てください。

投票は指定の投票所で

投票は、投票所入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、次の期日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

【埼玉県議会議員一般選挙】3月15日(金)

【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】3月28日(木)

投票の順序にご注意を

投票の順序

4月21日は、行田市議会議員一般選挙と行田市長選挙が同時に行われます。投票の順序は次のとおりです。

①行田市議会議員一般選挙→②行田市長選挙

投票用紙

行田市議会議員一般選挙と行田市長選挙の投票用紙は、無効投票などを防ぐため、次のように色分けしてあります。

【行田市議会議員一般選挙】水色の用紙に黒色で印字

【行田市長選挙】クリーム色の用紙に黒色で印字

※投票用紙を間違えると投票は無効となりますので、ご注意ください。